

◆私立幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用にかかる消費税の取り扱いについて

標記のことについては、平成19年1月19日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課長名による各都道府県私学担当部長あての通知において、その基本的な取扱い方針が明らかにされていますが、なお下記事項についてもご留意願います。(今号は2枚です)

記

- ① 今回は、制度（消費税法）の改正によって非課税対象に加えられたわけではないので、一部の新聞報道にあったように現在徴収している給食代、バス代がそのままの形で当然に非課税となるものではないこと。(給食代、バス代として別個に徴収する場合は引き続き課税対象であること)
- ② 給食に関する経費またはスクールバスの運営に関する経費を保育料（または施設設備費）に含めて（溶け込ませて）徴収する場合は、消費税が非課税とされるものであること
- ③ 特別な理由のある園児について、個別的対応として保育料（または施設設備費）の軽減が必要となる場合があることは認められているものであること
- ④ その他実務上生じる諸問題については、今後経営研究委員会においても検討していく予定であること

※通知等は、各都道府県私立幼稚園団体事務局に送付し、全日私幼連ホームページにも掲載いたしますのでご参照ください。なお、別紙のとおり概要を添付しましたのでお目通しください。今後、関連記事等を私幼時報等に掲載する予定にしております。

以上

幼稚園の給食・スクールバス経費の消費税非課税について

《現状》

- ・ 授業料（保育料）や施設設備費は消費税が非課税
- ・ 給食代やスクールバス代は消費税の課税対象

《社会状況の変化》

- ・ 食育の重要性の高まり（食育基本法、食育基本計画の策定等）
- ・ 登降園時における幼児の安全確保の必要性

《今後》

通知により、食育・安全確保の推進の観点等から、給食や送迎については幼児教育の一環として行うものであるとの位置付けを明確化

1. 給食に係る経費を「授業料（保育料）」に含めて徴収している場合
→ 消費税は非課税
 2. スクールバスの維持・運営に要する費用を「施設設備費」に含めている場合
→ 消費税は非課税
- (注) 給食及びスクールバスに要する経費を「給食代」「スクールバス代」として別途徴収している場合
→ 消費税は引き続き課税
3. 給食を外部委託している場合で、「預かり金処理」をしている場合
→ 消費税の課税関係は生じないため、非課税